

第1回多文化共生社会づくり推進会議 会議録

日 時：平成18年6月16日（金）午後2時～4時

場 所：あいち国際プラザ B会議室

出席者：委員12名

概 要：

1 開会あいさつ（愛知県国際監）

第1回推進会議への出席と委員就任に関してお礼を申し上げる。

本県は在住外国人、特に南米地域からの就労を目的とした日系人が非常に多い地域で、直近の在留外国人統計によれば、外国人登録者数は、20万人弱（194,648人）で東京、大阪に次いで第3位である。平成17年末の外国人登録者数のデータで申し上げると、在住外国人の県内総人口比は、2.7%で、ここ3年ほどで見ると、ほぼ年々、0.2%ずつ増加しているという状況である。

こうした在住外国人の方々には、地域経済を支える大きな力となっている一方で、言葉を始め、教育、医療など、大きな問題を抱えている。これだけの規模の外国人が日常生活のレベルで日本人と接触するのは、大げさにいえば有史以来のことではないかと思う。一般的に日本人はテンション（緊張）民族といわれている。急激な外国人の増加などによる緊張感の高まりが、外国人に対する日本人のいろいろな考え方を生んでいるのではないかと推測している。

今年度から、多文化共生の推進を所管する専門の部署である「多文化共生推進室」を設置し、この室が中心となって県庁内の横断的な連絡調整を行い、各部局の連携がより図られる体制を整えたところであるが、課題は山積している。

本推進会議では、様々な分野で専門的な知識と豊富なご経験をお持ちの皆様方からご意見やご提案を賜り、またご議論をいただきながら、多文化共生社会づくりに向けて、より効果的な方策を研究してまいりたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

2 座長あいさつ（山脇啓造委員）

政府の外国人政策、地方自治体の外国人施策を研究している。一昨日、東京で総務省の「多文化共生の推進に関する研究会」があったが、これは昨年6月にスタートしたもので、3月には報告書が発表されている。その中では、全国の地方自治体の主な取組みを網羅し多文化共生施策の体系を示している。この報告書に基づいて、政府の経済財政諮問会議においても外国人受入れの問題が審議され、先月発表されたグローバル戦略の中でも、地域における多文化共生の推進が大きなテーマとして掲げられている。

このような中で、愛知県の多文化共生社会づくり推進会議の設置は大きな意義があり、重要な会議になると考えている。愛知県は、ブラジル人を始めとするニューカマーが非常に多く、また製造業の中心地域でもあり、全国の注目を集めている。この4月に専門部署も設置されており、この会議の設置をきっかけに全国の都道府県をリードするような新しい多文化共生施策を打ち出すことを期待したい。そのためにこの会議が役立たればと願ってこの会議を進行するので、委員の皆様には、ご協力をお願いしたい。

3 委員自己紹介

4 議事（ :座長、 :委員、 :事務局の発言）

（1）多文化共生の推進に対する愛知県の取組みについて

政策的な位置づけ、具体的な実施事業、近隣県との広域連携による取組みについて、事務局から説明を行った。

(2) 推進会議の進め方について

「多文化共生社会づくり推進会議開催要綱」に基づき、この会議を公開とすること、また、議事録を作成し、県のホームページで発言委員の名前は匿名として公表することの説明を事務局から行った。

「推進会議の進め方」に基づき、検討項目、論点、検討スケジュールについての説明を事務局から行った。 委員一同 了承

(3) 多文化共生社会づくり推進政策の方向性について

重点項目は教育とすることとその他の論点項目について、及び平成 18 年度の県の新規事業の概略説明を事務局から行った。

<質疑>

要望として、論点の中に、交通安全教育、地域安全活動を加えていただきたい。また、この会議の主な検討対象は就労可能な日系人ではあるが、就労環境の向上に繋がりうることから、不法就労防止の啓発も付記してもらいたい。

主な検討対象で、留学生を対象と掲げたのはどういう趣旨か。

愛知県は非常に留学生の多い地域で、平成 17 年で 6,000 人を超える留学生がいる。多くが日本にとどまって日本で就職を希望している状況であり、また、昨年 3 月策定した「新しい政策の指針」でも重点的に進めるという方針であるので、検討をお願いしたい。

(4) 論点 1「生活支援」について

1 番目の論点は教育であるが重点項目になっており、次回時間をかけて意見交換をすることとし、本日は、生活支援の中の「就業環境」から意見交換を始めたい。特に、愛知県が今後どのような取組みをしていったらいいのか、ご意見をいただきたい。

2004 年の日本経団連の提言書では、外国人労働者の直接雇用が 20 万人、間接雇用が 15 万人となっており、35 万人しか雇用されていないが、現実には恐らく 100 万人は超えていると思う。実態がよくわかっていないので、きちんと統計をとってもらいたいと厚生労働省にはお願いしている。

就業環境の改善のまえに、どういうところにどういう人がいるのか、実態把握をやっていかななくてはいけない。どうやって統計をとったらいいのか研究をしなければいけないと考えている。

子どもたちは、学校を卒業してもきちんとした就職口がない。親と同じように間接雇用で働くことになり、将来に希望がもてない。犯罪に走るきっかけになる。いろいろな問題の原点が雇用環境である。豊田市の場合、商工会議所が主体となって外国人雇用のガイドラインをつくり、会員企業に対して示している。労働法を守っている請負業者と契約すること、社会保険に加入すること、雇用企業が外国人担当者をつけること等のモデルをつくり、進めている最中である。社会保険に加入する企業も増えてきた。外国人は調整弁的雇用となっており、国を巻きこんだ形で改善しないと難しいと思う。

現状把握という点で、国で出来ていないという指摘があったが、どうか。

外国人雇用状況報告は、全国調査のうち、愛知県内の従業員数概ね 35 人以上の事業所を対象にしたもので、平成 17 年 6 月には、55,165 人まで増えてきた。うち直接雇用は、25,436 人だが、請負業者や人材派遣業者から直接雇用で上がってくれば、ここにカウントされるので、ダブルカウントもありうる。直接雇用すれば、労働関係法令の適用を受け、雇用保険などに入り指導がいき届いているが、請負や派遣はそもそも報告書を出さない事業所もある。

去年、西尾市での不法就労助長罪の業者は、間接雇用、すなわち請負を偽装していた。保険に入っていないし、報告書の提出もない。雇用状況報告は提出をお願いしているものであり、未提出に対し罰則があるわけではない。把握は重要だが、企業の協力が十分得られないとともに把握しきれていない点が、反省点であり課題であると思っている。

実態調査はすべきだと思うが、従業員 35 人以上の規模で、本当に厳しいところはあがってこない。労働災害、安全衛生の問題が大きく、また、児童労働の問題、12 歳や 14 歳の子どもが工場で働いているケースが見受けられる。この点は早急に実態調査と改善、せめて原則の確認はしておくべきである。日本人と外国人の間で契約上の大きな差別はない、法令はきちんと順守する原則がない限り、現状は放置できるものではないことの確認をしておくべきである。児童労働は南米やアフリカの話ではなく、ブラジル人やペルーの間では国内の問題として顕在化している。しっかり取り組むべきである。

ISO26000 が 2008 年に標準化される。下請けも含んで人権が守られているかが標準化されてくる。いい方向に行けば外国人の就労状況が改善されるが、悪くなると、外国人は必要ないとなって、解雇されることも懸念される。就労の現状改善は、教育並みに重点的に検討しなければいけない課題である。

まとめると、実態調査と原則のラインを、行政としても、しっかり示していかなければいけないと感じている。

労働関係法令順守という原則に関し、県の取組みはどうか。

啓発パンフレットをつくっているのが県の唯一の施策だと思うが、地域ではハローワークが対策をとっている。

人材派遣なりブローカーがもぐっている。それは受入企業側にも問題がある。請負で行っているので、受入企業には責任はないという立場を取る。受入企業は直接雇用と同じように目配り気配りをきちんとしようというのが、啓発の主眼である。

地域で情報が入ったら、それをどこかに集中するようなネットワーク的な仕組みがあれば、少しずつ改善するのではないか。防犯協会や交通安全協会のようなものがあるのもいいのかもしれない。地域のネットワーク拠点があり、そこに情報が入れば、そこからフィードバックして整理する。

そもそも外国人の適正な雇用に関しては、受入企業がきちんとしたモラルを守らなければならない。

就業・起業支援に移りたい。県の取組みはあるのか。

特にない。

市町村や国際交流協会レベルではどうか。

豊田市独自では、外国人向けの就業・起業支援の施策はない。

トヨタ自動車は、ブラジル人の青年を毎年 20 名募集して、自動車整備士の養成を行っている。ブラジルへ戻れば、トヨタ系のディーラーなら雇用が保障されている。半数以上がブラジルで就職しているようだが、日本へ戻ってきている人もかなりいるようである。

総務省の報告書にも起業支援が掲載されているが、想定されているものは、日本の大学や大学院を卒業した高度な知識を有した者の起業なのか、もっと広い意味なのかどちらか。後者である。

レストランを開業する場合は保健所に届け出をするとか、起業する際に一般的に行わなければならない手続きがあるので、そういった情報をきちんと伝える機会が必要である。それらも含めて起業支援となる。

ソフト系の企業に進出してほしいと思っている。名古屋駅前にトヨタが進出し、アミューズメント都市型産業が根付いて欲しい。名古屋の産業ステージを広げたい。若者、女性、外国人にもそのステージにあがってもらいたい。

企業に対してはいろいろと雇用支援をしているが、商店街の空き店舗も活用しながら外

国人の起業支援にも取り組んでいくことも可能かと思う。中小企業は人手不足感が強い。

ブラジル人の子どもは言葉の問題で就業に支障が出ている。職業訓練のような場を設けられないか。

総務省の報告書での取り組み事例としては、豊橋市と豊田市のハローワークとの連携による就職支援、豊橋市、静岡県湖西市の社会保険加入を呼びかける外国人事業主向けの広報の実施、豊田商工会議所のガイドライン、静岡県浜松市の外国人就労関係研究会が紹介されている。

委員の意見をまとめると、外国人労働者の雇用・就労の実態把握が必要である。労働災害や児童労働の実態を踏まえると、労働関係法令順守という原則の確認が必要である。豊田商工会議所のガイドラインあるいはCSRが具体化する中で、外国人の雇用も大きなテーマに入ってくるのご指摘もあった。

就業・起業支援に関しては、企業や商工会議所における取組み、職業訓練の重要性、不法就労の防止も重要であるとのこと意見があった。報告書の素案ができたなら、改めてご意見をいただければと思う。

続いて、居住、防災、医療・福祉・保健に移りたいと思う。愛知県が優先的に行うべきことは何なのかに焦点を合わせて意見を伺いたい。

まず、居住に関して、お願いしたい。

実際、入居差別はあるのか。

民間住宅で、特に西三河地区は、ブラジル人には厳しくなっている。個人では保証人をつけてもダメであるという声が次々聞こえてくる。

逆に、これまでは法人契約を認めていたが、人材派遣会社の寮代わりに使われてしまい人がどんどん変わり誰が住んでいるのかわからなくなるので、そういう事態を防ぐため、法人契約をやめて個人契約に変えていく公営住宅などもあると聞いている。

法人と個人では問題が違ってくる。

住宅問題は、公営住宅と民間住宅に分けて考える必要がある。

居住者の把握がされていないのが問題である。行政も施策展開の上で、居住場所が確認できないのが問題かと思う。

なぜ公営住宅に集住するかと言えば、民間住宅に入居できないからである。解決は難しいが、所有者が指示をするから、不動産業者が貸さない。

留学生の話をするすると、東京でアパート借りるときに困難があると言われる。関西では在日朝鮮・韓国人が多く、差別が多い。裁判になったケースもある。愛知県は外国人の多い公営住宅もたくさんあり、県としての取組みが成されていると思うが今後の方向性としてあれば、ご意見をいただきたい。

公営住宅の調査をしたが、自治会の能力に左右されると思う。自治会の人には国や県の施策を末端に全部押し付けられていると感じている。その辺の自治会の活動をいかに県がバックアップするか、いろいろやっているが、空回りしている。

公営住宅の方が自治会が機能してコントロールできる面もある。民間だと所有者が「法人と契約しているだけで外国人に貸しているつもりはない。」となりコントロールできない。これも大きな問題である。

防災について、意見を伺いたい。その前に、交通安全教育も重要であるとのこと意見もあるので、お願いしたい。

交通安全教育、非行防止、防犯指導等、既にいろいろ取り組みはされている。一部の学校では外国人だけのクラスもあると聞いているので、そういった学校に警官が行って交通ルールや自転車の乗り方、横断歩道の渡り方、あるいは防犯の観点から自転車には鍵をかけるといったことを教えるなどのことも一層必要となろう。また、薬物は使用しないとい

う啓発も必要である。さらには、最近では日本の暴力団との繋がりのある者も散見されるので、暴力団に加入しないような啓発も必要である。

こうした教育・啓発のための「場所」が重要であるが、警察と関係機関が連携して学校や集会の場を借りて教える、さらにはイベントを通して啓発をするということが考えられる。

地域防災計画では外国人はどのように位置づけられているのか。災害発生時に外国人向け県民の対応がどのように位置づけられているのか、なければこれが検討課題になると思う。

犯罪との関連で言うと、10年ほど前、アメリカのNPOとのやり取りの中で、アジア系の移民は言葉が分からないことからマフィアにスカウトされ、密売場所など捕まり易いところに行かされるということが多く知った。こういった少年の更生プログラムをNPOが連邦政府から資金を得て行っていた。愛知県内のブラジル人の様子に近いと思う。暴力団に触れない教育も必要だが、青少年の更生プログラムをどう用意するかも、視点としては重要かと思う。

県の地域防災計画の中での位置づけはどうなっているか。

災害時要援護者として、体制整備に努めるよう位置づけられている。

名古屋市の九番団地で外国人に防災訓練に参加するよう依頼したら、共働きが多いためか防災訓練の参加者が少なかった。防災訓練に参加しやすい仕組みがあればと思う。

今年度、外国人の災害サポートボランティアを養成しようと考えている。避難所で外国人と接触し要望を聞いたり翻訳業務を行ってもらう予定である。

災害が起きると市単独では動けなくなるので、こういった防災通訳ボランティアを広域で育てたい。県の国際交流協会に各市町村の広域ネットワークをつくってもらい、被災地以外からボランティアを派遣するようなシステムを整備してもらいたい。

総務省の研究会でも今年度「防災ネットワークのあり方」分科会を設置したところである。広域でのネットワークづくりが重要であり、愛知県でも体制づくりができるといいと思う。

昨年、県建設部が多文化共生支援住宅団地モデル事業を実施した。県の3つの集住団地で取り組んだ。その一つに、西尾市の「外国人との共生を考える会」が、ポルトガル語で20分間の防災のDVDをつくった。県で死蔵しないで、例えば、イベントなどで使うなどしてほしい。よくできているDVDなので、積極的なPRや他の自治体への貸し出しの機会もあるといい。

県の国際交流協会にもおいてあり、無料で貸し出しをしている。

在住外国人の問題の根幹に、成人の言語能力があがらないことがあるのではないかと。今後、成人の日本語教育に本腰をいれていけば、相当程度の問題が解決するのではないかとと思う。

災害の場合、正確な情報伝達が重要である。ブラジル人はIPCを聴いている。IPCなどエスニックメディアをうまく利用し連携して、正確な情報を伝達し、デマが流れないようにすることが重要である。

では、次のテーマ医療・福祉・保健について、お願いしたい。

ISO26000でサプライチェーンまで含めてうまく機能するのか、一方で不法就労者がアンダーグラウンドにもぐることなくうまくいくのか、懸念している。サプライチェーンまで含めてクリーンな労働力を得ていることを企業にやらせなくてはいけない。父兄参観に有給休暇を与えているかどうか、というようなことをISOで監査するようにできないかとも思う。

日本人の派遣社員も保険に入っていない者が多い。結局日本の問題に尽きることになる

のでないか。

間接雇用だと健康診断も行われていない。企業、経済界の取組みがこれから必要になると考える。

年金・保険の加入が低い。保険に加入していないので病院に行かず重症化する。さらに、治療費があがり、悪循環である。

無年金も以前は在日韓国・朝鮮人の問題であったが、中国、ブラジルから 40 代位で来日した場合、25 年間支払わないうちに定年になってしまう、これからは無年金の外国人が増えていく、そのとき自治体がどう対策をとるのか。また、今在住の外国人にもどうやって年金に入ってもらうかも視野としては必要である。

外国人集住都市会議でも、当初、教育と医療の問題を中心に国に要望を出した。愛知県としては、医療について取り組みはあるのか。

県としての実施事業は、外国人救急患者医療費未払補助事業、外国語対応可能な医療機関の情報提供、保険、医療サービスに関する多言語での情報提供である。

以前は、外国人は一時的な滞在者という認識であったので救急医療でよかったが、定住者が増えると、慢性疾患や子どもの病気などもでてくる。医療というよりも予防、保健所での課題も増える。その点を視野に入れる必要がある。

医療通訳の配置がまだ十分ではない状況である。もう少し進めてもらえるとありがたい。

留学生支援について、お願いしたい。

企業側は留学生をワーカーとして採用するのか、ハイクラントの者として採用するのか、留学生の希望とミスマッチがあるように思われる。

昨年県が実施している外国人向けの就職フェアに、参加して協力していきたい。

OB 留学生とのネットワークづくりは県としては何か取組みがあるのか。

何も行ってない。

OB 留学生のネットワークづくりをぜひやってほしい。留学生もアメリカや欧米に行きたがるが、日本に就職機会があるのかが深刻になっている。大企業は放っておいても人材が集まる。留学生もアメリカを向いている。粘り強くネットワークをつくっていくと価値がある。この地域は中国人留学生が多いので活用したいが、大企業は苦労していない。中小企業は苦労しているが見向かれない。

大学との連携を含めてのネットワークづくりが早道かと思う。

今年の 1 月に文部科学省の外郭団体である日本学生支援機構が、留学生の就職支援シンポジウムを行った。そこで、文部科学省や厚生労働省担当者から、国として留学生の就職支援をしていきたいとの発言があった。経済産業省も関心をもっており、省庁横断的な検討の場を設けて留学生の国内における就職支援をすすめていく動きがある。

次に、その他の専門性の高い相談体制の整備、今年度の県の新規事業「多文化共生ソーシャルワーカー養成事業」に関してお願いしたい。

人材養成は時間がかかる。丁寧に育てていくことが重要である。いろいろなところで通訳ボランティアの養成などを行っているが、いい加減なプログラムのところもあり、レベルが低い。専門性の高い相談体制の整備は今後様々な分野で必要になる。人材育成は戦略的に 5 年、10 年かけて育てていく視点が必要である。

社会福祉学科の学生の視点は高齢者や障害者に向いており、なかなか外国人には向かない。県の国際交流協会とタイアップして、県立大学生を対象に講座を開いてはどうかと思う。学生でも知らない者も多い。

就職に繋がらないからではないか。外国語大学でも、語学能力があってもコミュニケーション能力が高い学生は、警察に採用される。警察以外で採用されることはほとんどない。人材の育成と受け皿の整備は不可欠である。

日本語が堪能な外国人も増えてくる中で、まさにソーシャルワーカーがやらなくてはならないこともあると思う。学生には、そういう問題が認識されてこない。夏休みなどに、学生を対象に特別講義など行う必要があるかもしれない。

現在進めている多文化共生ソーシャルワーカー養成事業は、専門委員 6 名に集まってもらいカリキュラムづくりに取り組んでいるところである。人材を公募して養成しようというもので、次年度以降もスキルアップしていく事業と考えている。

社会福祉士会が愛知県でもできたので、積極的に声がけして資格を持ったソーシャルワーカーの養成を考えてもいいのではないか。

実際現場に出て行く人材の育成が重要である。1 年契約など雇用が不安定なので、続かない。県、市の外国人採用の雇用体制を検討してほしい。

現状では、ソーシャルワーカーは必要である。ただ、60 時間で養成することは難しい。時間をかけて勉強する体制づくりが必要である。言葉、文化的背景を分かっている人材ならいい仕事ができるが、時間の中では終わらない業務だと思われるので、そのためには安定した雇用体制が必要である。

豊田市で、3 年ほど前ブラジル人を正規職員に採用した例があった。

市民相談課で現在も働いている。彼を頼って相談に来る外国人も多い。

豊田市国際交流協会がセミナーで 3 年間とりあげたソーシャルワーカーについて、今年度県が養成を事業化されたので、相談業務などに携わっている人が勉強して、ソーシャルワーカーとして活躍していくことを望んでいる。

その他に意見があれば、会議終了後でも事務局に提案してもらいたい。

総務省の報告書の中での自治体の推進体制づくりの大きなポイントは、県及び市町村の役割分担ということである。県は県、市町村は市町村としての取組みがあるが、それぞれ何をすべきなのかという問題意識を持ちながら、今後議論していく必要がある。さらに広げると、国、企業、経済団体も多文化共生の担い手として大きな役割が期待される。それぞれ、どういった役割分担が望ましいかを考えながら、提言をつくっていくことが大事であろう。

その上で、第 2 のポイントとして、各担い手がどのように連携、協働していくのか、有機的な関係をつくりながら多文化共生社会づくりを愛知県において進めていくことができるのか検討できればよいと思う。